3　表示等に関する情報の確認の例

⑴　企画・設計段階における確認等

・　企画・設計段階で特定の表示等を行うことを想定している場合には、当該表示等が実現可能か（例えば、原材料の安定供給が可能か、取引の予定総額が実現可能か）検討すること。

・　景品表示法の各種運用基準、過去の不当表示等事案の先例等を参考にして、どのような景品類の提供や表示が可能なのか、又は当該表示等をするためにはどのような根拠が必要なのか検討すること。

・　最終的な商品・役務についてどのような表示が可能なのか、又は当該表示をするためにはどのような根拠が必要なのか検討すること。

・　企画・設計段階で特定の表示を行うことを想定している場合には、どのような仕様であれば当該表示が可能か検討すること。

・　景品類を提供しようとする場合、商品・役務の販売価格や売上総額を試算し、景品関係の告示等に照らし、違法とならない景品類の価額の最高額・総額・種類・提供の方法等を確認すること。

⑵　調達段階における確認等

・　調達する原材料等の仕様、規格、表示内容を確認し、最終的な表示の内容に与える影響を検討すること。

・　地理的表示等の保護ルール等が存在する場合には、それらの制度を利用して原産地等を確認すること。

・　規格・基準等の認証制度が存在する場合（ブランド食材の認証マーク等）には、それらの制度を利用して品質や呼称を確認すること。

・　無作為に抽出したサンプルの成分検査を実施すること。

⑶　生産・製造・加工段階における確認等

・　生産・製造・加工が仕様書・企画書と整合しているかどうか確認すること。

・　特定の表示を行うことが予定されている場合、生産・製造・加工の過程が表示に与える影響（「オーガニック」等の表示の可否、再加工等による原産地の変更等）を確認すること。

・　生産・製造・加工の過程における誤りが表示に影響を与え得る場合、そのような誤りを防止するために必要な措置を講じること（誤混入の防止のため、保管場所の施設を区画し、帳簿等で在庫を管理する等）。

・　流通に用いるこん包材の表示が一般消費者に訴求する表示につながる可能性がある場合、こん包材の表示についても確認すること。

・　定期的に原料配合表に基づいた成分検査等を実施すること。

⑷　提供段階における確認等

・　景品表示法の各種運用基準、過去の不当表示等事案の先例等を参照し、表示等を検証すること。

・　企画・設計・調達・生産・製造・加工の各段階における確認事項を集約し、表示の根拠を確認して、最終的な表示を検証すること。

・　企画・設計・調達・生産・製造・加工・営業の各部門の間で表示しようとする内容と実際の商品・役務とを照合すること。

・　他の法令（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（ＪＡＳ法）、食品衛生法、酒税法等）が定める規格・表示基準との整合性を確認すること。

・　社内外に依頼したモニター等の一般消費者の視点を活用することにより、一般消費者が誤認する可能性があるかどうかを検証すること。

・　景品類を提供する場合、景品関係の告示等に照らし、景品類の価額の最高額・総額・種類・提供の方法等を確認すること。

4　表示等に関する情報の共有の例

・　社内イントラネットや共有電子ファイル等を利用して、関係従業員等が表示等の根拠となる情報を閲覧できるようにしておくこと。

・　企画・設計・調達・生産・製造・加工・営業等の各部門の間で、表示等の内容と実際の商品若しくは役務又は提供する景品類等とを照合すること。

・　企画・設計・調達・生産・製造・加工・営業等の各部門の間で、表示等の根拠となる情報を証票（仕様書等）をもって伝達すること（紙、電子媒体を問わない。）。

・　表示等に影響を与え得る商品又は役務の内容の変更を行う場合、担当部門が速やかに表示等担当部門に当該情報を伝達すること。

・　表示等の変更を行う場合、企画・設計部門及び品質管理部門の確認を得ること。

・　関係従業員等に対し、朝礼等において、表示等の根拠となる情報(その日の原材料・原産地等、景品類の提供の方法等）を共有しておくこと。

・　表示等の根拠となる情報（その日の原材料・原産地等、景品類の提供の方法等）を共有スペースに掲示しておくこと。

・　生産・製造・加工の過程が表示に影響を与える可能性があり（食肉への脂の注入等）、その有無をその後の過程で判断することが難しい場合には、その有無をその後の過程において認識できるようにしておくこと。

・　表示物の最終チェックを品質管理部門が運用する申請・承認システムで行い、合格した表示物の内容をデータベースにて関係従業員等に公開すること。

5　表示等を管理するための担当者等を定めることの例

①　担当者又は担当部門を指定し、その者が表示等の内容を確認する例

・　代表者自身が表示等を管理している場合に、その代表者を表示等管理担当者と定め、代表者が表示等の内容を確認すること。

・　既存の品質管理部門・法務部門・コンプライアンス部門を表示等管理部門と定め、当該部門において表示等の内容を確認すること。

・　店舗ごとに表示等を策定している場合において、店長を表示等管理担当者と定め、店長が表示等の内容を確認すること。

・　売り場ごとに表示等を策定している場合において､売り場責任者を表示等管理担当者と定め、その者が表示等の内容を確認すること。

②　表示等の内容や商品カテゴリごとに表示等を確認する者を指定し、その者が表示等の内容を確認する例

・　商品カテゴリごとに異なる部門が表示等を策定している場合、各部門の長を表示等管理担当者と定め、部門長が表示等の内容を確認すること。

・　チラシ等の販売促進に関する表示等については営業部門の長を表示等管理担当者と定め、商品ラベルに関する表示等については品質管理部門の長を表示等管理担当者と定め、それぞれが担当する表示等の内容を確認すること。

・　社内資格制度を設け、表示等管理担当者となるためには、景品表示法等の表示等関連法令についての試験に合格することを要件とすること。

6　表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ることの例

・　表示等の根拠となる情報を記録し、保存しておくこと（注１及び２）。

・　製造業者等に問い合わせれば足りる事項について、製造業者等に問合せができる体制を構築しておくこと。

・　調達先業者との間で、品質・規格・原産地等に変更があった場合には、その旨の伝達を行うことをあらかじめ申し合わせておくこと。

・　トレーサビリティ制度に基づく情報により原産地等を確認できる場合には、同制度を利用して原産地等を確認できるようにしておくこと。

（注１）表示等の根拠となる情報についての資料の例

・　原材料、原産地、品質、成分等に関する表示であれば、企画書、仕様書、契約書等の取引上の書類、原材料調達時の伝票、生産者の証明書、製造工程表、原材料配合表、帳簿、商品そのもの等